

株 主 各 位

(証券コード 9508)

2020年6月5日

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役
会 長 瓜 生 道 明

第96回定時株主総会招集のお知らせ

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第96回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

近時、新型コロナウイルスの感染拡大が、国内外で続いております。このような状況のなか、慎重に検討いたしました結果、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。(詳細につきましては、同封の「第96回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」をご参照ください。)

株主の皆さまにおかれましては、感染防止の観点から、本総会につきましては、極力、書面又はインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場を自粛いただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら、後記の参考書類をご高覧のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

＜書面による議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、折り返しお送りください。

＜インターネットによる議決権行使の場合＞

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、パソコンから当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) へアクセスいただくか、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォン又はタブレット端末で読み取りのうえ、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。

なお、お手続の際には、後記の「議決権行使についてのご案内」(26ページから27ページ)を必ずご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-------|--|
| 1 日 時 | 2020年6月25日(木曜日) 午前10時 |
| 2 場 所 | 福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」
(末尾のご案内図をご参照ください。) |

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票として使用いたしますので、お手数ながら、必ず会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権を行使することができる株主以外の方(株主でない代理人の方など)はご入場いただけませんのでご注意ください。

3 目的事項

報 告 事 項

- 1 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告について
- 2 会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告について

決 議 事 項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

- | | |
|-------|-------------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分について |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役3名選任について |

<株主提案（第4号議案から第9号議案まで）>

- | | |
|-------|-----------------|
| 第4号議案 | 定款の一部変更について (1) |
| 第5号議案 | 定款の一部変更について (2) |
| 第6号議案 | 定款の一部変更について (3) |
| 第7号議案 | 定款の一部変更について (4) |
| 第8号議案 | 定款の一部変更について (5) |
| 第9号議案 | 定款の一部変更について (6) |

各号議案の内容等は、後記の「株主総会参考書類」（3ページから23ページ）に記載しております。

以 上

次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html）に掲載しており、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

- ①事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」

参考書類等に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.kyuden.co.jp/ir_index）に掲載しますのでご了承ください。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案から第3号議案までは、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分について

当社は、安定配当を維持するとともに、中長期的な観点から株主の皆さまの利益拡大を図ることを利益配分の基本方針としております。

当期の配当金につきましては、当期の業績や中長期的な収支・財務状況等を総合的に勘案し、普通株式1株につき年間35円といたしたいと存じます。昨年11月に中間配当金として、1株につき20円をお支払いしておりますので、期末配当金につきましては、1株につき15円といたしたいと存じます。

また、当期のA種優先株式の配当につきましては、定款の定めに基づき、1株につき年間1,599,452円といたしたいと存じます。昨年11月に1株につき546,575円の中間配当を実施しておりますので、期末配当につきましては、1株につき1,052,877円といたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 株主に対する配当財産の種類及び割当てに関する事項並びにその総額

当社普通株式

1株につき金 15円	総額 7,109,082,480円
------------	-------------------

当社A種優先株式

1株につき金 1,052,877円	総額 1,052,877,000円
-------------------	-------------------

計	総額 8,161,959,480円
---	-------------------

2 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名選任について

現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名は本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）11名の選任についてご承認をお願いするものであります。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会から指摘すべき事項はない旨の意見を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	瓜 生 道 明 再任	代表取締役会長
2	池 辺 和 弘 再任	代表取締役 社長執行役員
3	薬真寺 偉 臣 再任	代表取締役 副社長執行役員、ビジネスソリューション統括本部長、 CSRに関する事項、危機管理官
4	藤 井 一 郎 再任	取 締 役 常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長、 社長室に関する事項
5	豊 馬 誠 再任	取 締 役 常務執行役員、コーポレート戦略部門長、経営監査室に関する事項
6	長 宣 也 再任	取 締 役 常務執行役員、ビジネスソリューション統括本部業務本部長
7	豊 嶋 直 幸 再任	取 締 役 常務執行役員、原子力発電本部長
8	小 倉 良 夫 新任	常務執行役員、国際室に関する事項
9	穂 山 泰 治 新任	常務執行役員、エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、 企画・需給本部長
10	渡 辺 顕 好 再任 社外 独立	取 締 役
11	橘・フクシマ・咲江 新任 社外 独立	

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
1	 う り う みち おき 瓜 生 道 明 (1949年 3 月18日生) 再 任	1975年 4 月 当社入社 2009年 6 月 当社取締役常務執行役員火力発電本部長 2011年 6 月 当社代表取締役副社長火力発電本部長 2012年 1 月 当社代表取締役副社長 2012年 4 月 当社代表取締役社長 2018年 6 月 当社代表取締役会長 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員 〔候補者とした理由〕 2009年に取締役に就任以来11年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2012年の代表取締役社長への就任を経て、2018年に代表取締役会長に就任し、取締役会議長を務めるなど、経営全般に携わっております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	27,900株
2	 い け べ かず ひろ 池 辺 和 弘 (1958年 2 月17日生) 再 任	1981年 4 月 当社入社 2014年 6 月 当社経営企画本部長（経営戦略） 2016年 6 月 当社執行役員経営企画本部副本部長 2017年 4 月 当社執行役員コーポレート戦略部門副部門長 2017年 6 月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長 2018年 6 月 当社代表取締役社長執行役員 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 電気事業連合会会長 〔候補者とした理由〕 2017年に取締役に就任以来 3 年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役社長執行役員に就任し、当社の経営全般にわたり業務執行の指揮を執っております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	14,400株

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
3	 やくしん じ ひで おみ 薬真寺 偉 臣 (1953年 4 月 8 日生) 再 任	1976年 4 月 当社入社 2012年 6 月 当社取締役上席執行役員立地本部長兼地域共生本部長 2013年 6 月 当社取締役常務執行役員立地本部長兼地域共生本部長 2014年 6 月 当社取締役常務執行役員地域共生本部長 2017年 4 月 当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部地域共生本部長 2018年 6 月 当社代表取締役副社長執行役員ビジネスソリューション統括本部長、C S Rに関する事項、危機管理官 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 株式会社 R K B 毎日ホールディングス社外取締役	15,401 株
		〔候補者とした理由〕 2012年に取締役に就任以来 8 年間にわたり当社経営に参画し、豊富な経験を有しております。また、2018年に代表取締役副社長執行役員に就任し、総務部門をはじめ経営全般にわたり社長執行役員の業務執行を補佐しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
4	 ふじ い いち ろう 藤 井 一 郎 (1956年7月21日生) 再 任	1979年4月 当社入社 2015年6月 当社執行役員人材活性化本部長 2016年6月 当社上席執行役員人材活性化本部長 2017年4月 当社上席執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長 2018年6月 当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部人材活性化本部長、社長室に関する事項 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 西日本鉄道株式会社社外取締役監査等委員(2020年6月下旬就任予定)	17,890株
		〔候補者とした理由〕 2012年に執行役員に就任し、主に人事労務部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、2018年に取締役に就任以来2年間にわたり当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	
5	 とよ ま まこと 豊 馬 誠 (1959年1月1日生) 再 任	1981年4月 当社入社 2014年7月 当社電力輸送本部長(計画) 2016年6月 当社執行役員福岡支社長 2018年6月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長 2020年4月 当社取締役常務執行役員コーポレート戦略部門長、経営監査室に関する事項 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 日本タングステン株式会社社外取締役	13,478株
		〔候補者とした理由〕 主に電力輸送部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しており、また、2016年に執行役員に就任しております。 さらに、2018年に取締役に就任以来2年間にわたり当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	

番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
6	 おち のぶ や 長 宣 也 (1954年12月28日生) 再 任	1977年4月 当社入社 2009年6月 当社経理部長 2011年6月 九州林産株式会社代表取締役社長 2011年6月 当社理事九州林産株式会社出向 2015年6月 九州林産株式会社代表取締役社長退任 2015年6月 当社監査役 2018年6月 当社取締役監査等委員、監査等委員会委員長 2019年6月 当社取締役常務執行役員ビジネスソリューション統括本部業務本部長 現在に至る 〔候補者とした理由〕 主に経理部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、2019年に取締役に就任して以降、当社の経営に参画しております。 なお、2015年の監査役への就任を経て、2018年に取締役監査等委員に就任し、4年間にわたり当社の経営を監査しておりました。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	14,801株
7	 とよ しま なお ゆき 豊 嶋 直 幸 (1956年10月27日生) 再 任	1982年4月 当社入社 2015年6月 当社執行役員宮崎支社長 2017年4月 当社上席執行役員原子力発電本部副本部長 2018年6月 当社取締役常務執行役員原子力発電本部長 現在に至る 〔候補者とした理由〕 2015年に執行役員に就任し、主に原子力発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 また、2018年に取締役に就任以来2年間にわたり当社の経営に参画しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役に適任であると判断しております。	15,049株

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
8	 お ぐら よし お 小 倉 良 夫 (1956年1月2日生) 新 任	1979年4月 当社入社 2014年6月 当社執行役員北九州支社長 2016年6月 当社上席執行役員事業推進本部長 2017年4月 当社上席執行役員エネルギーサービス事業統括本部企画・需給本部長 2019年6月 当社常務執行役員、国際室に関する事項 現在に至る 〔候補者とした理由〕 2014年に執行役員に就任し、主に企画・需給部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役役に適任であると判断しております。	17,233株
9	 おき やま やす じ 山 泰 治 (1955年10月16日生) 新 任	1979年4月 当社入社 2011年7月 当社火力発電本部長（発電技術開発） 2012年6月 当社地域共生本部長（環境） 2014年6月 株式会社キューデン・エコソル（現九電みらいエナジー株式会社）代表取締役社長 2014年6月 当社理事株式会社キューデン・エコソル出向 2014年7月 九電みらいエナジー株式会社代表取締役社長 2014年7月 当社理事九電みらいエナジー株式会社出向 2018年6月 当社執行役員九電みらいエナジー株式会社出向 2019年6月 九電みらいエナジー株式会社代表取締役社長退任 2019年6月 当社常務執行役員エネルギーサービス事業統括本部副統括本部長、企画・需給本部長 現在に至る 〔候補者とした理由〕 2018年に執行役員に就任し、主に発電部門等の業務執行において豊富な実務経験に基づく高い専門能力を発揮しております。 以上の経歴を踏まえ、本人の人格・識見などを総合的に勘案し、取締役役に適任であると判断しております。	9,614株

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
10	 わた なべ あき よし 渡 辺 顕 好 (1942年8月10日生) 再 任 社外取締役 独立役員 取締役会出席回数 17 / 17	1996年6月 トヨタ自動車株式会社取締役 1998年6月 トヨタ自動車九州株式会社取締役 (非常勤) 2001年6月 トヨタ自動車株式会社常務取締役 2002年6月 同上退任 2002年6月 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役社長 2007年5月 社団法人九州経済連合会 (現一般社団法人九州経済連合会) 副会長 (2015年6月まで) 2008年6月 トヨタ自動車九州株式会社代表取締役会長 2009年6月 当社取締役 現在に至る 2011年6月 トヨタ自動車九州株式会社相談役 2011年6月 株式会社九電工取締役 (非常勤) 現在に至る 2015年6月 トヨタ自動車九州株式会社相談役退任 (重要な兼職の状況) 株式会社九電工社外取締役 [候補者とした理由] 長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただい、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	17,100株

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
11	 たけはな ふくしま さきえ 橘・フクシマ・咲江 (1949年9月10日生) 新 任 社外取締役 独立役員	1980年6月 ブラックストーン・インターナショナル株式会社入社 1984年2月 同社退職 1987年9月 ベイン・アンド・カンパニー株式会社入社 1990年1月 同社退職 1991年8月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社 (現コーン・フェリー・ジャパン株式会社) 入社 1995年5月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締役 2000年9月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社取 締役社長 2001年7月 同社代表取締役社長 2007年9月 コーン・フェリー・インターナショナル社米国本社取締 役退任 2009年5月 日本コーン・フェリー・インターナショナル株式会社代 表取締役会長 2010年7月 同上退任 2010年7月 G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役 社長 現在に至る 2011年4月 公益社団法人経済同友会副代表幹事 (2015年4月まで) 2012年5月 J. フロントリテイリング株式会社取締役 (非常勤) 現在に至る 2016年6月 ウシオ電機株式会社取締役 (非常勤) 現在に至る 2019年6月 コニカミノルタ株式会社取締役 (非常勤) 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 G & S グローバル・アドバイザーズ株式会社代表取締役社長 J. フロントリテイリング株式会社社外取締役 ウシオ電機株式会社社外取締役 コニカミノルタ株式会社社外取締役 〔候補者とした理由〕 長年にわたる国内及び米国での企業経営者としての豊富かつグローバルな経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただい、かつ、その監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	なし

- (注) 1 橋・フクシマ・咲江氏が選任された場合、当社は、同氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 2 当社は、渡辺顯好氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 3 渡辺顯好氏、橋・フクシマ・咲江氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 4 渡辺顯好氏、橋・フクシマ・咲江氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を満たしておりますので、両氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html)に掲載しております。
- 5 渡辺顯好氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を務めております。
- 同社は、同社社員が築上町し尿処理施設建設工事受注に関連し有罪判決を受けたことに伴い、2019年12月に国土交通省九州地方整備局より、建設業法第28条第3項の規定に基づき、土木工事業に関する営業のうち、公共事業に係るものについて、営業停止処分を受けました。渡辺顯好氏は、事前には当該事案を認識しておりませんでした。日頃から同社取締役会等においてコンプライアンスの重要性と法規法令遵守の徹底に関する提言を行っております。また、同氏は、当該事案を知った後においては、同社に設置された調査委員会の委員として、事実関係の把握、原因の究明を進めるとともに、コンプライアンス体制の一層の整備と活動の推進及び再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を果たしております。
- 6 渡辺顯好氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって11年であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任について

監査等委員である取締役亀井英次、古荘文子、井上雄介、古賀和孝の4氏は、本総会終結の時をもって任期が満了いたしますので、監査等委員である取締役3名の選任についてご承認をお願いするものであります。

今回、本年4月に一般送配電事業等を九州電力送配電株式会社に承継させたことなどを踏まえ、本議案が可決された場合の監査等委員である取締役の総数を1名減の4名体制としておりますが、九州電力送配電株式会社監査役との適切な連携を図ることにより、ガバナンスの実効性を引き続き確保できると判断しております。

なお、監査等委員である取締役候補者の指名にあたっては、社外取締役を委員長とする人事等検討委員会からの答申を踏まえ、本人の人格・識見及び経歴などを総合的に勘案し、取締役会で決定しております。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当
1	古 賀 和 孝 再任 社外 独立	取締役監査等委員
2	藤 田 和 子 新任 社外 独立	
3	谷 宏 子 新任 社外 独立	

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
1	 こ げ かず たか 古 賀 和 孝 (1955年 9 月17日生) 再 任 社外取締役 独 立 役 員 取締役会出席回数 17 / 17 監査等委員会出席回数 15 / 15	1986年 4 月 弁護士登録 現在に至る 1989年 4 月 古賀和孝法律事務所（現古賀・花島・桑野法律事務所） 設立 現在に至る 2007年10月 マックスバリュ九州株式会社監査役（非常勤） 現在に至る 2012年 4 月 九州弁護士会連合会副理事長（2013年 3 月まで） 2012年 4 月 福岡県弁護士会会長（2013年 3 月まで） 2014年 4 月 日本弁護士連合会副会長（2015年 3 月まで） 2016年 6 月 当社監査役 2018年 6 月 当社取締役監査等委員 現在に至る 2020年 5 月 イオン九州株式会社監査役（非常勤） 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 弁護士（古賀・花島・桑野法律事務所） マックスバリュ九州株式会社社外監査役 イオン九州株式会社社外監査役 〔候補者とした理由〕 長年にわたる弁護士としての豊富な経験と識見を有しており、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただい、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	4,900 株

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
2	 ふじ た かず こ 藤 田 和 子 (1948年11月10日生) 新 任 社外取締役 独 立 役 員	1971年10月 監査法人中央会計事務所（後のみずず監査法人）入所 1975年3月 公認会計士登録 現在に至る 1983年8月 監査法人中央会計事務所社員 1989年2月 中央新光監査法人（後のみずず監査法人）代表社員 2007年7月 みずず監査法人退職 2007年8月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）パートナー 2009年9月 同上退職 2009年10月 藤田公認会計士事務所設立 現在に至る 2010年2月 税理士登録 現在に至る 2012年4月 国立大学法人九州大学監事（非常勤） 2016年3月 同上退任 2016年4月 国立大学法人福岡教育大学監事（非常勤） 現在に至る 2017年4月 学校法人福岡学園監事（非常勤） 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 公認会計士、税理士（藤田公認会計士事務所） 〔候補者とした理由〕 長年にわたる公認会計士及び税理士としての豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見や、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただければ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	なし

番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社 普通株式の数
3	 たに ひろ こ 谷 宏 子 (1955年7月3日生)	1982年11月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入所 1989年8月 公認会計士登録 現在に至る 2004年6月 あずさ監査法人（現有限責任あずさ監査法人）社員 2018年6月 有限責任あずさ監査法人退職 2018年7月 谷公認会計士事務所設立 現在に至る 2019年7月 長州監査法人代表社員 現在に至る 〈重要な兼職の状況〉 公認会計士（谷公認会計士事務所、長州監査法人）	なし
	新任 社外取締役 独立役員	[候補者とした理由] 長年にわたる公認会計士としての豊富な経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見や、当社社外取締役として相応しい人格・識見及び経歴を兼ね備え、当社事業に対し客観的な視点から有益なご意見をいただければ、かつ、その監査・監督機能を発揮していただける最適な人材であると判断しております。	

- (注) 1 藤田和子氏、谷 宏子氏が選任された場合、当社は、両氏との間に、それぞれ会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結する予定であります。
- 2 当社は、古賀和孝氏との間に、会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合、引き続き当該契約を継続する予定であります。
- 3 古賀和孝氏、藤田和子氏、谷 宏子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
- 4 古賀和孝氏、藤田和子氏、谷 宏子氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、3氏が選任された場合、各証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html)に掲載しております。
- 5 古賀和孝氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 6 藤田和子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士及び税理士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 7 谷 宏子氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、公認会計士としての知識・経験により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- 8 古賀和孝氏が当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年あります。なお、同氏は、当社社外取締役就任前に、当社社外監査役として2年在任しておりました。
- 9 古賀和孝氏は、マックスバリュ九州株式会社とイオン九州株式会社の双方で社外監査役を務めておりますが、両社は、2020年4月10日付で、2020年9月1日を効力発生日とし、イオン九州株式会社を吸収合併存続会社、マックスバリュ九州株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併契約を締結しております。

＜株主提案（第4号議案から第9号議案まで）＞

第4号議案から第9号議案までは、株主提案（62名）によるものであります。

第4号議案 定款の一部変更について（1）

◆提案内容

定款に以下の章と条文を新設し、現行定款に追加します。

第8章 その他

（顧問、相談役等の廃止）

第40条 当社は顧問、相談役や、それに準じる役職を全て廃止する。

◆提案理由

当社では、相談役は取締役会の決議を経て社長が委嘱し、報酬についても取締役会の決議を経て決定している。また顧問は、必要に応じ取締役会の決議を経て社長が委嘱しており、報酬についても、これに準じて決定している。しかしながら、顧問、相談役等の役職は、報酬を支払いながら開示せず役割も曖昧で、旧経営陣トップの不祥事の避難場所や院政を続ける温床ともなっていると言える。関西電力株式会社の役員らが高浜発電所のある高浜町の元助役から多額の金品を受け取っていた問題では、元助役を関西電力株式会社子会社が30年以上にわたって非常勤顧問の契約をして報酬を支払っていた事実なども明らかとなった。

電気事業連合会の会長を引受ける当社としては、他社に率先して不透明な顧問、相談役等の役職を廃止して、事業の透明性を図ることとする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、相談役、顧問を業務上の必要に応じて委嘱しており、相談役・顧問は、社長からの諮問事項や経営層からの相談に応じ、大所高所に立った助言等を行うとともに、これまでの経営者としての識見を活かし、上場他企業の社外役員や各種団体の役員を担うなど、財界活動や社会貢献活動に従事しております。

なお、当社の相談役、顧問は個別の業務執行及びその決定には関与しておらず、また、「不祥事の避難場所」あるいは「院政」などと非難される事実もありません。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

第5号議案 定款の一部変更について (2)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

〔原発及び関連事業に関する不正資金調査委員会の設置〕

第41条 当社は、電力供給事業の透明性の確保と電力消費者の信頼性を得ることを目的に、原発及び関連事業に関する不正資金調査委員会を設置する。なお、調査委員会の構成は有識者、弁護士、消費者、市民代表とし、運営にあたっては情報開示と経費負担を行う。

◆提案理由

関西電力株式会社の会長、社長及び幹部が元高浜町助役から多額の金品を受領した問題は電力事業、特に原子力事業に対する消費者の信頼を失墜させた。受領した金品の総額は、OBを含む幹部ら70人超に約3億6千万円相当と巨額である。しかも、この金品受領は助役退任直後から30年余りに渡り行われていたという。

2018年7月には元高浜町助役が顧問を務めていた「塩浜工業」側から、玄海町長に100万円が当選祝い金として渡っていた。「塩浜工業」は川内原発でも業務を行っており、前玄海町長にも接触していた。これら原発利権に係る違法また、反社会的行為の存在は、当社の経営の大きな障害である。電力事業は公益性が高く、しかも域内の多くの電力消費者が顧客である。当社の電力料金への正当性、信頼性を図ることを目的に不正資金調査委員会の設置を求める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、公正な事業運営を徹底するため、役員・従業員の行動基準として「コンプライアンス行動指針」を定め、贈答の受領や工事の事前発注約束等を禁止しているほか、「資材調達基本方針」に基づき、公平・公正に工事発注等を行っております。

また、社外有識者等を委員とする「コンプライアンス委員会」で定期的にコンプライアンスに関する取組状況のモニタリングを行うとともに、「コンプライアンス相談窓口」を設置し、法令違反や社会からの信頼を損なう行為等の未然防止及び早期発見を図っております。

今回、関西電力株式会社における金品受領問題を受けて、現職及び過去10年間の役員、工事関係部門の権限者に対して、関西電力株式会社に類似した金品受領や工事の事前発注約束等の有無について聴取するとともに、工事発注についても発注先の選定理由等を調査した結果、不適切な事案はないことを確認し、国に報告をしております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第6号議案 定款の一部変更について (3)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(トリチウム汚染調査委員会の設置)

第42条 当社は、トリチウム汚染に不安を抱える地域住民の安心・安全のために、トリチウム汚染調査委員会を設置し、詳細な調査活動を開始する。なお、調査委員会は、特任取締役を長とし、有識者、消費者、現地住民らで構成する。

◆提案理由

玄海原発は白血病を誘発されるとされるトリチウムを放出する。放出量は全国の前年の中で最も多く、平成14年～24年の11年間で826.0テラBqが海洋中に放出された。柏崎刈羽原発6.9テラBq、女川原発0.2テラBqと比べても桁違いの量である。トリチウムはβ線を放出する半減期が12.3年の放射性物質で、放射能が無視できるようになるまでに100年以上の時間が必要である。水素の同位体であるため原発や核燃料再処理施設では回収されず、自然環境に垂れ流しの状況から、世界中でも深刻な問題となっている。生物濃縮することはないと言われているが、英国やハンガリーからは生物濃縮の調査結果が報告されている。

玄海原発から30キロ離れた宮崎市の白血病死亡率が26.2人と高いことの原因は、トリチウム以外に考えられない。当社は、そうでないことを立証するために、玄海原発、川内原発周辺の放射能汚染調査に直ちに着手しなければならない。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

国は一般公衆の健康を守るため、原子炉等規制法に基づき、周辺監視区域外におけるトリチウムを含む気体状及び液体状の放射性物質の濃度限度を定めると共に、放射性物質を原子力発電所から排出するにあたっては、その濃度限度を超えないようにすることを、事業者に求めています。

当社は、玄海及び川内原子力発電所が運転開始して以降、原子炉施設の排出口に設けた監視設備で、排気や排水中のトリチウム等の放射性物質の濃度を監視することにより、国が定めた放射性物質の濃度限度を十分に下回っていることを確認し、国へ報告をしております。

また、玄海及び川内原子力発電所より排出された気体状及び液体状の放射性廃棄物により、一般公衆が受ける放射線量は、それぞれ年間0.001ミリシーベルト未満であり、自然放射線による放射線量の1/1000未満となっております。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第7号議案 定款の一部変更について (4)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

〔原子力施設現場作業員の雇用に関する宣言〕

第43条 当社は原子力発電所の現場作業員の雇用について、多重下請けや日雇いという形態を廃止し直接雇用とする。また、処遇（給与・賞与・社会保険・福利厚生・企業年金等）については、正社員と同等とする。

◆提案理由

原子力発電所の安全性は定期点検によって担保されている。しかしながら、事故・故障の際に格納容器や放射能管理区域に入り、作業をするのは九電社員ではない。電力会社が把握できないほどの多重の下請け制度や使い捨ての日雇い業務で行われている。現在、原発労働者の被ばく線量限度は年間50ミリシーベルト、5年間で100ミリシーベルトとされている。この値も問題であるが、「放射線業務従事者の一元的な個人被ばく記録管理システム」などがあるにしても、放射線管理手帳さえ渡されていないことが報告されるなど、正確な現状は反映していない。原発はウラン採掘から発電所内、放射性廃棄物の処理工程に至るまで、放射能をまき散らす最も危険なシステムであることは明らかである。廃炉の時代を目前に原発作業員の正当な処遇と、安全・安心な作業への待ったなしの取り組みと判断する。よって、当社は原発作業員の雇用については直接雇用とする。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、原子力発電所での機器の点検及び廃止措置等の作業で、技術的な専門性が高い部分においては、専門の知識や技能を有する関係会社に委託することにより、作業品質を確保しています。

当社及び関係会社は、作業にあたり、原子炉等規制法、労働安全衛生法、放射性同位元素等規制法に定められた事項を遵守し、適切に作業管理を行うことにより、作業員の労働安全を確保しています。

また、放射線管理区域の作業における被ばく管理については、放射線業務従事者の個人ごとの被ばく履歴や累積被ばく線量を一元的に管理する、被ばく線量登録管理制度を適切に運用することで、法令で定める線量限度を遵守しています。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第8号議案 定款の一部変更について (5)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

（原発40年運転に関する宣言）

第44条 当社は、原発の運転期間は原則40年と定めた原子炉等規制法を遵守し、運転期限の20年延長は行わない。また、期限を待たず廃炉も検討する。

◆提案理由

2012年6月、『核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律』が改正された。これにより原発の運転期間は原則40年とされ、原子力規制委員会の認可を受けた場合に限り20年延長が認められた。当時の担当大臣は「例外中の例外」と答弁している。当社は、原発の運転期間は40年とした原子炉等規制法を遵守し、玄海原発1、2号機の運転延長は申請せず、廃炉を決定した。寿命が来た古い原発は廃止し、不測の事故を未然に防ぐ判断である。九州は再生可能エネルギー拡大には恵まれた環境にある地域と言える。太陽光発電や風力発電の導入進展に伴い、2018年10月からは九州本土でも再生エネの出力制御が行われるほど電気は余っている。9千数百億円を投じて再稼働させた4基の原発であるが、川内1号から順次長期間停止せざるを得ない。原発は不安定な電源であり、20年延長申請は行わず、再生可能エネルギー推進に努める。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力は、国の第5次エネルギー基本計画において、準国産エネルギー源として優れた安定供給性と効率性を有していることに加え、運転時には温室効果ガスを排出しないことから『実用段階の脱炭素化の選択肢』とされております。

また、エネルギーセキュリティ面と地球温暖化対策面から原子力と同等に優れている再生可能エネルギーは、当社グループでも導入推進しているところですが、太陽光や風力等の変動電源については、出力が天候に大きく左右され、供給の安定性に欠けるため、原子力のような安定した出力が期待できるベースロード電源が必要と考えます。

当社としては、こうした観点から、安全性の確保を大前提として、引き続き原子力の活用を図っていく必要があると考えます。

定款は会社の基本事項を定めるものであるため、本提案のような業務執行に関する規定を設ける必要はないと考えます。

第9号議案 定款の一部変更について (6)

◆提案内容

定款に以下の条文を新設し、現行定款に追加します。

(玄海・川内原発の運転を停止する)

第45条 当社は、広島高等裁判所の四国電力伊方原発運転差し止め決定を尊重し、玄海原発・川内原発の運転を停止する。

◆提案理由

2020年1月17日、広島高等裁判所は四国電力株式会社伊方発電所3号機の運転を差し止める二度目の決定を出した。決定の要旨は「130km離れた熊本県の阿蘇山が噴火した場合の影響について一定程度の噴火を想定すべき」とし、火山灰などの量は四国電力株式会社の想定約3～5倍と判断、「想定は過少」と結論づけている。四国電力株式会社が想定した火山灰の厚さは最大で15cmだが、当社は玄海原発でわずか10cm、川内原発で15cmである。玄海原発は阿蘇山から約130km、川内原発は約140kmの地点にあり、伊方での判断は玄海、川内にも適応する。当社想定約3～5倍の火山灰となると、フィルター云々の問題ではなく、大事故になる可能性が大きい。広島高等裁判所の決定は伊方発電所についてのものであるが、当社の原子力発電所も阿蘇山噴火の同域内にある以上、当社としても同様に対処するのが最上の危機管理と考え、玄海、川内原発の運転を停止する。

○取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

原子力は、国の第5次エネルギー基本計画において、重要なベースロード電源と位置づけられ、当社としても、安全を大前提として、原子力を最大限活用することとしています。当社は、福島第一原子力発電所のような事故は決して起こさないという固い決意のもと、新規規制基準の適合はもとより、様々な安全対策を実施し、継続的に、原子力発電所の安全性向上に努めております。

火山については、新規規制基準や最新の科学技術的知見等に基づき、阿蘇を含む原子力発電所に影響を及ぼしうる火山を対象に、噴火規模及び火山灰の層厚を想定し安全対策を実施しており、国の厳格な適合性審査においても、当社の評価結果は妥当であるとの評価をいただいております。

したがって、定款に本提案のような規定を設けることには反対いたします。

—メ モ—

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

—メ モー—

Handwriting practice lines consisting of 20 horizontal dashed lines.

本年は、新型コロナウイルス感染防止のため、株主の皆さまには、株主総会当日のご来場を自粛いただき、事前の議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

当日株主総会へご出席されない場合の議決権は、以下の方法によりご行使いただけます。



■書面（郵送）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限 2020年6月24日（水曜日） 午後5時到着分まで

※議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書
丸井電力株式会社 当中

① 封筒から取り出して
こちら側を貼ってください

② 賛成/反対の欄に○印を記入

③ 候補者番号を記入

④ QRコードをスキャン

丸井電力株式会社

- こちらに、議案の賛否をご記入ください。
賛成の場合……「賛」の欄に○印
否認する場合……「否」の欄に○印
- 一部の候補者の賛否を表示する場合、
「賛」又は「否」の欄に○印をし、候補者番号をご記入ください。
- 当社取締役会は株主提案につきまして、そのいずれにも反対しております。
株主提案に賛成の場合は「賛」に、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印でご表示ください。
- 各議案につき賛否の表示をされない場合は、
会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。



■インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイトへ、パソコン又はスマートフォン等にてアクセスいただき、画面の案内に従って行使期限までに各議案に対する賛否をご入力ください。

▶詳しくは次頁をご覧ください

行使期限 2020年6月24日（水曜日） 午後5時まで

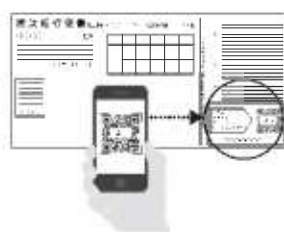
※議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

- 書面（郵送）とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権としてお取り扱いいたします。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等）は、株主さまのご負担となります。

スマートフォン・タブレットから QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることが可能です。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをお読み取りください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェアの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更される場合は、お手数ですがPC向けウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」をご入力いただき、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再読み取りいただくと、PC向けウェブサイトへ遷移できます。

パソコンから 議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスください。



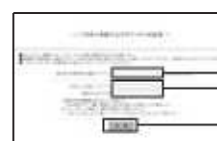
「次へ進む」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
をご入力
「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
をご入力
実際にご使用になる新しい
パスワードをご設定ください。
「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点は以下までお問い合わせください。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使
について 0120-652-031
(午前9時～午後9時/フリーダイヤル)

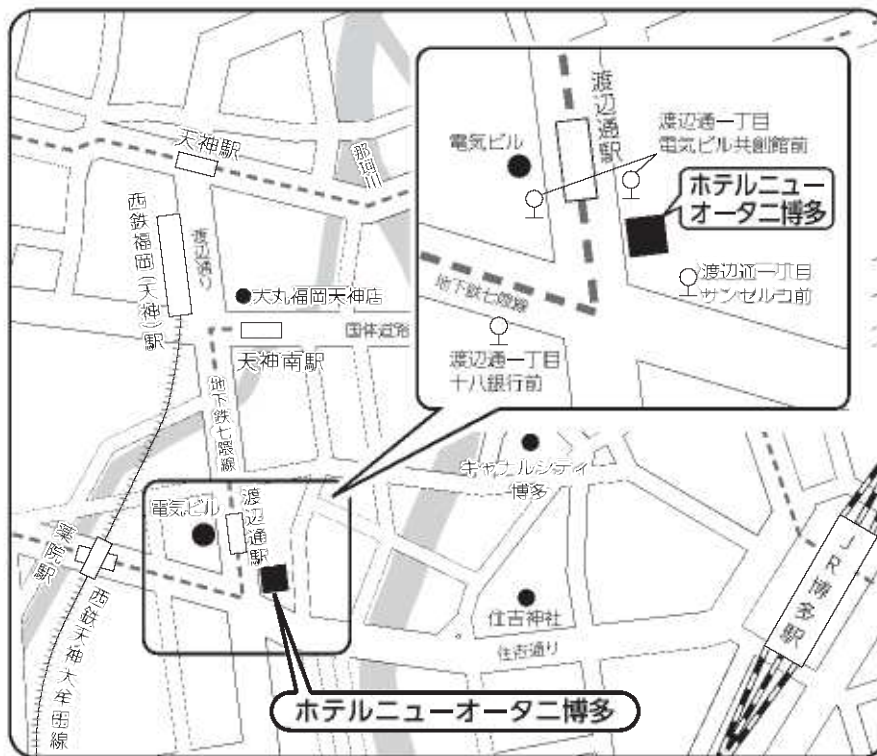
その他の
ご照会 0120-782-031
(平日午前9時～午後5時/フリーダイヤル)

■機関投資家の皆さまへ

上記インターネットによる議決権行使のほかに、予めお申込みされた場合に限り、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会会場ご案内図

福岡市中央区渡辺通一丁目1番2号
ホテルニューオータニ博多 4階「鶴の間」



- 交 通 ・ JR博多駅より バス(約10分)
 ・ 天 神 よ り バス又は地下鉄(約3～10分)
 ・ 西鉄薬院駅より 徒歩(約7分)

- お 願 い ・ お車でのご来場はご遠慮ください。
 ・ グループ会社商品の配布は取りやめさせていただいております。
 何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。

- お知らせ ・ 「定時株主総会決議のお知らせ」につきましては、インターネット上の
 当社ウェブサイト (http://www.kyuden.co.jp/ir_stock_meeting.html) への
 掲載のみとさせていただいておりますのでご了承ください。



〈第96回定時株主総会招集のお知らせ添付書類〉

第96期事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及びその成果

当期のわが国経済は、緩やかな回復が続いていましたが、このところ新型コロナウイルス感染症の世界的拡大による影響から、厳しい状況となっています。九州経済も、設備投資の増加などにより、緩やかに拡大していたものの、年度末にかけて個人消費や輸出・生産を中心に弱めの動きとなっています。

当社グループにおきましては、収支の改善や財務基盤の回復に向け、電気料金の値下げや新料金プランの創設、営業体制の強化などによる販売電力量の拡大や、新たな海外事業への参画などによる収益力の強化に取り組むとともに、事業活動全般にわたる徹底した効率化に、グループ一体となって取り組んでまいりました。

当期の業績につきましては、グループ一体となって費用削減に取り組んでいるなか、松浦発電所2号機の運転開始等に伴う火力発電単価の

低下による燃料費の減少などはありませんでしたが、電灯電力料の減少や、卸電力取引の市況低迷などによる他社販売電力料の減少に加え、松浦発電所2号機の運転開始に伴い減価償却費が増加したことなどから、前期に比べ経常利益は減益となりました。

また、最近の業績動向等を踏まえ、繰延税金資産の回収可能性について検討した結果、繰延税金資産の一部取り崩したことにより法人税等が増加したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損益は4億円の損失となりました。

当期の連結収支につきましては、収入面では、ICTサービス事業において増収となった一方で、国内電気事業において、再エネ特措法交付金の増加はあったものの、電灯電力料や他社販売電力料の減少などにより減収となったことなどから、売上高(営業収益)は前期に比べ0.2%減の2兆130億円となりました。営業外収益が増加したことから、経常収益は0.1%増の2兆300億円となりました。

支出面では、グループ一体となって費用削減

(ご参考) 売上高(営業収益)と親会社株主に帰属する当期純損益の推移



(ご参考) 販売電力量の推移



(注) 上記のうち、2017年度以前の数値は当社単体の販売電力量、2018年度以降の数値は当社グループ合計の販売電力量を記載しております。

に取り組んでいるなか、国内電気事業において、火力発電単価の低下などによる燃料費の減少はあったものの、減価償却費や再生可能エネルギー等からの他社購入電力料、連結子会社の電力調達費用の増加などにより費用増となったことに加え、ICTサービス事業においても費用増となったことなどから、経常費用は0.8%増の1兆9,899億円となりました。

以上により、経常利益は前期に比べ23.8%減の400億円となりました。

また、繰延税金資産を一部取り崩したことから、法人税等が増加したことなどから、親会社株主に帰属する当期純損益は4億円の損失となりました。

事業別の業績(内部取引消去前)は、次のとおりとなりました。

a 国内電気事業

当期の当社グループ合計の販売電力量につきましては、当社個別では夏季の天候不順や暖冬の影響などにより減少したものの、九電みらいエナジー株式会社が関東エリアで契約を伸ばしていることなどから、前期に比べ0.6%増の732億kWhとなりました。

一方、供給面につきましては、原子力をはじめ、火力・揚水等発電設備の総合的な運用及び国のルールに基づく再エネ出力制御の実施により、安定して電力をお届けすることができました。

当期の業績につきましては、売上高は、再エネ特措法交付金の増加はあったものの、電灯電力料や他社販売電力料の減少などにより、前期に比べ0.6%減の1兆8,483億円となりました。一方、営業費用は、グループ一体となって費用削減に取り組んでいるなか、火力発電単価の低下などによる燃料費の減少は

あったものの、減価償却費や再生可能エネルギー等からの他社購入電力料、連結子会社の電力調達費用が増加したことなどから、0.7%増の1兆8,059億円となりました。以上により、営業利益は、34.5%減の424億円となりました。

b その他エネルギーサービス事業

その他エネルギーサービス事業は、電気設備の建設・保守など電力の安定供給に資する事業、お客さまのエネルギーに関する様々な思いにお応えするため、ガス・LNG販売、再生可能エネルギー事業等を展開しています。また、九電グループが培ってきた技術・ノウハウを活かし、海外エネルギー事業の強化などにも取り組んでいます。

売上高は、電気計測機器の取替工事の増加などはありませんでしたが、発電所建設・補修工事の減少やLNG販売価格の低下などにより、前期に比べ4.6%減の1,939億円、営業利益は、1.8%減の114億円となりました。

c ICTサービス事業

ICTサービス事業は、保有する光ファイバ網やデータセンターなどの情報通信事業基盤や事業ノウハウを活用し、データ通信、光ブロードバンド、電気通信工事・保守、情報システム開発、データセンター事業等を展開しています。

売上高は、情報システム開発受託や情報システム機器販売の増加などにより、前期に比べ6.9%増の1,126億円、営業利益は、28.7%増の62億円となりました。

d その他の事業

その他の事業は、不動産、有料老人ホーム事業等を展開しています。

売上高は、不動産販売の減少などにより、

前期に比べ2.2%減の288億円、営業利益は、19.8%減の48億円となりました。

〈事業別の業績〉

	売上高			営業利益		
	金額 (億円)	対前期増減 (億円)	前期比 (%)	金額 (億円)	対前期増減 (億円)	前期比 (%)
国内電気事業	18,483	△ 104	99.4	424	△ 223	65.5
その他エネルギーサービス事業	1,939	△ 93	95.4	114	△ 2	98.2
ICTサービス事業	1,126	72	106.9	62	13	128.7
その他の事業	288	△ 6	97.8	48	△ 11	80.2
計	21,839	△ 131	99.4	650	△ 223	74.4
内部取引消去	△ 1,708	90	-	△ 12	△ 4	-
連 結	20,130	△ 41	99.8	638	△ 227	73.7

(注) 2019年6月に「九電グループ経営ビジョン2030」を策定したことに伴い、当期より事業区分を変更しております。

2 対処すべき課題

当社グループは、「ずっと先まで、明るくしたい。」をブランド・メッセージとする「九電グループの思い」のもと、「低廉で良質なエネルギーをお客さまにお届けすることを通じて、お客さまや地域社会の生活や経済活動を支える」ことを使命に、事業活動を進めております。

当社グループの経営環境は、本年4月にスタートした一般送配電事業等の分社化をはじめ、人口減少の進展などによる電力需要の成長鈍化や、小売全面自由化による販売競争の激化、太陽光をはじめとした分散型電源の導入拡大、ベースロード市場や容量市場等の新たな市場の創設など、大きな転換期にあります。一方、海外では、新興国や開発途上国での人口増加や経済発展などに伴い、エネルギーの需要の増大に

対応した供給体制の整備が強く求められております。

また、国連で採択されたSDGs（持続可能な開発目標）では、持続可能な経済成長やまちづくり、気候変動リスクへの対策など、経済・社会・環境の3つの側面から国際社会が達成すべき目標が示されておりますが、その実現に向けて、企業の役割や貢献に対する期待・要請が高まってきております。

このような経営環境の中、九州、そして、アジア・世界の持続的発展に向けて、当社グループがどのような貢献ができるかを示し、地域・社会とともに発展・成長していくという私たちの姿勢を発信するため、昨年6月、「九電グループ経営ビジョン2030」を策定いたしました。

この経営ビジョンのもと、全力を挙げて以下の取組みを推進し、お客さまから信頼され、選ばれ続ける企業グループを目指してまいります。

1 エネルギーサービス事業の進化

低炭素で持続可能な社会の実現に挑戦し、より豊かで、より快適な生活をお届けしてまいります

- 環境に優しく、低廉なエネルギーを安定的にお届けし続けるとともに、S（安全）+3E（エネルギーの安定供給、環境保全、経済性）の観点から、最適なエネルギーミックスを追求してまいります。

再生可能エネルギーにつきましては、地熱や水力に加え、洋上風力やバイオマス発電などを、安定供給や環境への影響を考慮しながら、国内外で積極的に開発してまいります。

原子力発電につきましては、エネルギーセキュリティ面や地球温暖化対策面などで総合的に優れた電源であることから、安全の確保を大前提として、最大限活用してまいります。また、当面の最重要課題である特定重大事故等対処施設の早期完成に向けて、工事の安全を確保しつつ、引き続き全力で取り組むとともに、玄海原子力発電所1、2号機の廃止措置等につきましても、安全を最優先に進めてまいります。さらに、地域の皆さまの安心と信頼を高めていくため、分かりやすい情報発信やフェイス・トゥ・フェイスのコミュニケーション活動を継続してまいります。

火力発電につきましては、最新鋭の石炭火力である松浦発電所2号機や高効率のLNG火力である新大分発電所3号系列など、環境面と競争力、供給安定性のバランスのとれた電源を活用してまいります。

なお、当期、再生可能エネルギーの導入拡大や電力需要減少などにより発電用LNGに余剰が生じましたが、引き続き引取時期の後ろ倒しなどの対策に取り組み、余剰量の最小化等に努めてまいります。

さらに、今後、容量市場、非化石価値取引市場、需給調整市場など電源の持つ新たな価値を取引する市場が順次創設されていきますが、投資回収の可能性向上等につながるものであることから、制度趣旨に則り、これを最大限活用してまいります。

- エネルギー情勢やお客さまニーズの多様化など、環境変化を先取りし、エネルギーサービスを進化させてまいります。

競争環境が厳しさを増す中でも引き続きお

客さまにお選びいただけるよう、低廉で魅力ある料金プラン・サービスの提案など、エネルギーサービスの充実を図ってまいります。また、九州各地の営業所を拠点に、お客さまとの接点を重視した「顔の見える営業」を展開するとともに、今年7月に、「支社」と「営業センター」を新たに「支店」に統合し、電力小売りやグループ会社商品の販売等をこれまで以上に一体的に行い、総合力を発揮できる体制とするなど、営業力の一層の強化に取り組んでまいります。さらに、オール電化の更なる推進や電気自動車の普及促進等により需要創出を図ってまいります。

九州域外における電気事業につきましては、九電みらいエナジー株式会社による電力販売が順調に拡大しており、引き続き他社との連携等による営業強化に努めるとともに、域外での安定・安価な電源確保のため、千葉県でのLNG火力発電所の開発について、東京ガス株式会社と共同での検討を進めてまいります。

- 海外電気事業につきましては、一層の収益拡大を目指して、リスク管理機能を強化しつつ、国内外で蓄積した事業ノウハウやネットワークを活かして、更なる進出エリアや事業領域の拡大を図ってまいります。

当期は、タイの発電事業や米国4件目のガス火力発電事業、UAEのガス火力発電造水事業等に参画しており、これまでのアジア・米州に加え、今後は、欧州・中東・アフリカ地域に事業を拡大してまいります。また、マイクログリッド事業など新たな分野での事業展開にも取り組んでまいります。

- 本年4月、一般送配電事業等を承継した九

九州電力送配電株式会社では、一層の公平性・透明性・中立性を確保しつつ、安定供給とコスト低減の両立を実現してまいります。

また、再生可能エネルギーの普及や効率的な設備運用を目指し、ネットワーク技術の高度化を推進するとともに、引き続き太陽光など再生可能エネルギーの出力制御量の最小化に努めてまいります。さらに、お客さまとの接点を活かした電化の推進や自治体と連携した企業誘致等により、同社においても主体的に九州エリアの電力需要創出に取り組むとともに、これまで一般送配電事業等で培った技術や資産を活用し、新規事業・海外事業展開に取り組んでまいります。

Ⅱ 持続可能なコミュニティの共創

九州各県の地場企業として、新たな事業・サービスによる市場の創出を通じて、地域・社会とともに発展してまいります

- 地域・社会の課題解決に向けて、当社グループの強みを活かせる都市開発や、公共インフラの運営、ICTサービス等の事業分野を中心に取り組んでまいります。

福岡市青果市場跡地の再開発など、都市部を中心に計画されている大型開発プロジェクトに積極的に取り組むとともに、オフィス賃貸・住宅販売等の既存の不動産事業に加え、ホテル事業への投資など新たな事業分野を開拓し、収益力の強化を図ってまいります。

また、民間委託が進む空港運営事業では、福岡空港・熊本空港の運営事業に参画しており、今後も、当社グループの強みを活かしたインフラ運営等の事業に取り組んでまいりま

す。

さらに、ドローンによる空撮・測量やデータセンターなどのICTサービス事業、経理・人事労務業務の受託などビジネスサポート事業、高齢者の介護・見守りなど生活支援事業に取り組むとともに、観光や一次産業分野などの新たな領域にも挑戦してまいります。

これらの取組みに加え、九電グループ挙げてのイノベーションの取組みである「KYUDEN i-PROJECT」を引き続き推進し、新たな事業やサービスの創出に力を入れてまいります。

Ⅲ 経営基盤の強化

経営を支える基盤の強化を図り、グループ一体となって挑戦し、成長し続けてまいります

- 安全・健康・ダイバーシティを重視した組織風土をつくってまいります。

安全につきましては、「九電グループ安全行動憲章」に基づき、継続的な教育・訓練を実施するとともに、今年7月、組織横断的な立場で九電グループの安全のレベルアップを牽引する「グループ安全統括室」を設置するなど、持続的な安全への取組みを進めてまいります。

また、「九州電力健康宣言」のもと、従業員の健康保持・増進を図るとともに、女性活躍をはじめとしたダイバーシティの更なる推進や、変革や新たな事業展開を担う多様な人材の確保・育成、テレワークの利用拡大や育児支援の充実など柔軟な労働環境の整備等に取り組んでまいります。

- 働きがいのある職場を永続的に追求してまいります。

働き方改革の趣旨に則り、やりがいを持って活き活きと働くことができる職場を追求するため、風通しの良い組織・風土づくりや日常業務の改善・改革、IoTやAIを活用したデジタルトランスフォーメーションなどにより、創造的で付加価値の高い業務やライフスタイルにあった働き方の実現等に取り組んでまいります。

- ステークホルダーからの信頼向上に継続的に取り組んでまいります。

本年1月に発生した託送料金計算システム等の障害により、お客さまをはじめとしたステークホルダーの皆さまに多大なご迷惑をおかけいたしましたことに対し、深くお詫び申しあげます。今回の根本原因を踏まえ、今後、類似の事象を二度と発生させないよう、再発防止策の徹底を図ってまいります。

また、電力他社において役職員による金品受領等が明らかとなり、電気事業や原子力発電に対する信頼を大きく失墜させる事態に至りました。

当社では、かねてよりコンプライアンス経営の徹底に努めており、同様の事例がないことを確認しておりますが、今回の事案を真摯に受け止め、引き続き、更なるコンプライアンス意識の浸透を図り、公益事業者としての自覚と高い倫理観に基づいた事業運営を行ってまいります。

これらの取組みに加え、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に向け、コーポレート・ガバナンスの強化や、CSR経営の

推進、迅速で分かりやすい情報発信の徹底を図るとともに、SDGsをはじめ、社会から解決を求められている課題に対して、当社グループの経営資源を活用し、積極的に取り組んでまいります。

さらに、株主価値向上に向け、財務体質を改善し、株主還元の更なる充実に取り組んでまいります。

当社グループといたしましては、これらの取組みを通じて、ステークホルダーの皆さまへの価値提供を果たしてまいります。

(ご参考) 九電グループ経営ビジョン2030

○ 2030年のありたい姿

九州から未来を創る九電グループ
～豊かさと快適さで、お客さまの一番に～

○ ありたい姿実現に向けた戦略

- Ⅰ エネルギーサービス事業の進化
低炭素で持続可能な社会の実現に挑戦し、より豊かで、より快適な生活をお届けする
- Ⅱ 持続可能なコミュニティの共創
九州各県の地場企業として、新たな事業・サービスによる市場の創出を通じて、地域・社会とともに発展していく
- Ⅲ 経営基盤の強化
経営を支える基盤の強化を図り、九電グループ一体となって挑戦し、成長し続ける

○ 経営目標

- ・連結経常利益（2030年度）：1,500億円（国内電気事業5割、その他5割）
- ・総販売電力量*1（2030年度）：1,200億kWh
※1 国内及び海外での小売・卸売の総計
- ・九州のCO₂削減必要量*2の70%（2,600万t）の削減に貢献（2030年度）
※2 2013年度から26%削減という政府目標を九州に当てはめて3,800万tと算出
- ・トップレベルの電気料金の永続的な追求

3 設備投資の状況

当期は、当社グループ（当社及び連結子会社）全体で総額4,217億円の設備投資を行いました。

事業区分	金額（億円）
国内電気事業	3,830
その他エネルギーサービス事業	130
ICTサービス事業	256
その他の事業	53
内部取引消去	△ 53
合 計	4,217

また、当期中に完成した設備及び建設中の設備のうち、主なものは次のとおりであります。

a 発電設備

	名 称	出力（kW）
完 成	汽力 松浦発電所2号機（増設）	1,000,000
建設中	地熱 大岳発電所（増設）	14,500

b 送電設備

	名 称	電圧（kV）	亘長（km）
建設中	日向幹線（新設）	500	124.0

c 変電設備

	名 称	電圧（kV）	出力（万kVA）
建設中	霧島変電所（増設）	220	30

4 資金調達の状況

当期における当社グループ（当社及び連結子会社）全体の外部資金調達は次のとおりであります。

a	社 債	
	発行額	2,600 億円
	償還額	1,946 億円
b	借入金	
	借入額	5,215 億円
	返済額	4,956 億円
c	コマーシャル・ペーパー	
	発行額	1,790 億円
	償還額	870 億円
d	株 式	
	発行額	1,000 億円

（注） A種優先株式の内容の変更に関する定款の一部変更を行い、2019年6月27日に定款変更前のA種優先株式の全部を取得するとともに、2019年6月28日に第三者割当の方法により定款変更後のA種優先株式1,000株を発行し、1,000億円を調達いたしました。

5 財産及び損益の状況の推移（連結）

区 分	期	第93期 2016年度	第94期 2017年度	第95期 2018年度	第96期(当期) 2019年度
売 上 高 (億円)		18,275	19,603	20,171	20,130
経 常 利 益 (億円)		942	736	525	400
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (億円)		792	866	309	△ 4
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)		159.97	175.56	58.05	△ 6.05
総 資 産 額 (億円)		45,875	47,100	47,940	49,480

（注）「税効果会計に係る会計基準の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第95期（2018年度）より適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更するとともに、第94期（2017年度）の金額は組替え後の金額で表示しております。

6 重要な子会社等の状況

a 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
株式会社キューデン・インターナショナル	38,447	100.0 (100.0)	海外電気・ガスその他のエネルギー事業を営む会社の有価証券取得及び保有
株 式 会 社 Q T n e t	22,020	100.0 (100.0)	電気通信回線の提供
大分エル・エヌ・ジー株式会社	7,500	98.0 (98.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
株 式 会 社 電 気 ビ ル	3,395	92.0 (90.4)	不動産の管理及び賃貸
九電みらいエナジー株式会社	3,094	100.0 (100.0)	再生可能エネルギー事業、エネルギー供給
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	4,000	75.0 (75.0)	液化天然ガスの受入、貯蔵、気化、送出及び販売
串間ウインドヒル株式会社	2,821	51.0 (0.0)	風力発電による電力の販売
ニシム電子工業株式会社	300	100.0 (100.0)	電気通信機器製造販売、工事及び保守
株式会社キャピタル・キューデン	285	100.0 (100.0)	有価証券の取得、保有及び事業資金の貸付
九電テクノシステムズ株式会社	327	85.2 (81.4)	電気機械器具の製造、販売及び電気計測機器の整備、保守管理
株式会社九電ハイテック	200	100.0 (100.0)	電力設備の保守及び補修
西日本空輸株式会社	360	54.7 (54.7)	航空機による貨物の輸送
西日本プラント工業株式会社	150	85.0 (85.0)	発電所の建設及び保守工事
九州高圧コンクリート工業株式会社	240	51.3 (51.3)	コンクリートボールの生産及び販売
九 電 産 業 株 式 会 社	117	100.0 (100.0)	発電所の環境保全関連業務
九電ビジネスソリューションズ株式会社	100	100.0 (100.0)	情報システム開発、運用及び保守
株式会社アル・ケー・ケー・コンピューター・サービス	100	61.3 (0.0)	コンピューターソフトウェアの開発及び販売
西日本技術開発株式会社	40	100.0 (68.8)	土木・建築工事の調査及び設計
九 電 不 動 産 株 式 会 社	32	98.1 (88.5)	不動産の売買及び賃貸
西 技 工 業 株 式 会 社	20	74.0 (31.0)	土木・建築の工事及び保守、鋼構造物の製作・据付及び保守
九州メンテナンス株式会社	10	82.0 (34.0)	不動産の清掃、保守
キューデン・インターナショナル・ネザランド	6,545	100.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
パシフィック・ホープ・ SHIPPING・リミテッド	4,071	60.0 (60.0)	LNG船の購入、保有、運航、定期備船(貸出)
キューシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	214 ロウランド	100.0 (100.0)	キューシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社の株式保有、管理(資金、税務、会計等)
キューシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社	201 百万米ドル	100.0 (0.0)	ウィートストーン・NGプロジェクトの融資・減価償却、生産物販売
キ ュ ー デ ン ・ サ ル ー ラ	166 百万シンガポール・ドル	100.0 (0.0)	地熱発電事業
九 電 新 桃 投 資 股 份 有 限 公 司	2,400 百万シンガポール・ドル	100.0 (0.0)	新桃IPP事業会社への出資
キ ュ ー デ ン ・ バ ー ズ ポ ロ ー	1 米ドル	100.0 (0.0)	海外電気事業会社への出資及び有価証券の取得並びに保有
キューデン・インターナショナル・ヨーロッパ	1 米ドル	100.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
キューデン・インターナショナル・グリーン	—	100.0 (0.0)	海外電気事業会社への出資
キューデン・インターナショナル・サウスフィールド・エナジー	—	100.0 (0.0)	海外電気事業会社への出資
キューデン・インターナショナル・ウエストモアランド	—	100.0 (0.0)	海外電気事業会社への出資

(注) 1 出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)
2 当期において、西技工業株式会社、キューデン・インターナショナル・ヨーロッパ、キューデン・インターナショナル・ウエストモアランドを追加いたしました。

- 3 当社は、2020年4月1日をもって、一般送配電事業等を吸収分割により、九州電力送配電株式会社に承継させました。同日現在の同社の状況は次のとおりであります。

会 社 名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
九州電力送配電株式会社	20,000	100.0 (100.0)	電気事業

b 重要な関連会社の状況

会 社 名	資本金(百万円)	出資比率(%)	主要な事業内容
戸畑共同火力株式会社	9,000	50.0 (50.0)	火力発電事業
株式会社九電工	12,561	22.7 (22.6)	電気工事
株式会社福岡クリーンエナジー	5,000	49.0 (49.0)	廃棄物の処理及び電気・熱の供給
大分共同火力株式会社	4,000	50.0 (50.0)	火力発電事業
株式会社キューヘン	225	35.9 (35.9)	電気機械器具の製造及び販売
誠新産業株式会社	200	27.3 (18.0)	電気機械器具の販売
福岡エアポートホールディングス株式会社	100	26.7 (24.5)	空港運営事業への投資
株式会社九建	100	15.2 (15.2)	送電線の建設及び保守工事
新桃電力股份有限公司	5,000 コロンビアドル	33.2 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業
キューシュウ・トウホク・エンリッチメント・インベスティング社	62 百万ユーロ	50.0 (0.0)	ウラン濃縮事業への投資
エレクトリシダ・アギラ・デ・トックスパン社	641 百万メキシコペソ	50.0 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業
エレクトリシダ・ソル・デ・トックスパン社	493 百万メキシコペソ	50.0 (0.0)	天然ガスを燃料とした発電事業
テプディア・ジェネレーティング	18 Tユーロ	25.0 (0.0)	海外電気事業会社の有価証券の取得及び保有
A E I F・クリーン・インベスター	—	25.0 (0.0)	海外電気事業会社への出資

- (注) 1 出資比率は、当社が間接保有しているものも含めて記載しております。(括弧内は当社直接保有の比率であります。)
2 当期において、新桃電力股份有限公司、テプディア・ジェネレーティング、A E I F・クリーン・インベスターを追加いたしました。

7 主要な事業内容

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	主要な事業内容
国内電気事業	電力供給、再生可能エネルギー事業、エネルギー供給
その他エネルギーサービス事業	液化天然ガスの受入・貯蔵・気化・送出及び販売、電気機械器具の製造及び販売、電力設備の保守及び補修、発電所の建設及び保守工事、コンクリートポールの生産及び販売、発電所の環境保全関連業務、土木・建築工事の調査及び設計、ウィートストーンLNGプロジェクトの鉱区権益・資産保有及び生産物取引・販売
ICTサービス事業	電気通信回線の提供、電気通信機器製造販売・工事及び保守、情報システム開発・運用及び保守
その他の事業	有価証券の取得・保有及び事業資金の貸付、不動産の売買及び賃貸

8 主要な事業所

a 当社の主要な事業所

(a) 本店及び支社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本 店	福 岡 市	長 崎 支 社	長 崎 市	鹿 児 島 支 社	鹿 児 島 市
北 九 州 支 社	北 九 州 市	大 分 支 社	大 分 市	東 京 支 社	東京都千代田区
福 岡 支 社	福 岡 市	熊 本 支 社	熊 本 市		
佐 賀 支 社	佐 賀 市	宮 崎 支 社	宮 崎 市		

(b) 主要な発電所

設 備 別	発 電 所 名 (所 在 地)
水 力	天山 (佐賀県)、松原、女子畑、柳又 (以上大分県)、黒川第一、大平 (以上熊本県)、上椎葉、岩屋戸、塚原、諸塚、山須原、西郷、小丸川、川原、一ツ瀬、大淀川第一、大淀川第二 (以上宮崎県)
汽 力	新小倉、刈田、豊前 (以上福岡県)、松浦 (長崎県)、新大分 (大分県)、苅北 (熊本県)、川内 (鹿児島県)
原 子 力	玄海 (佐賀県)、川内 (鹿児島県)
内 燃 力	豊玉、新巻坂、福江第二、新有川 (以上長崎県)、新種子島、竜郷、名瀬、新徳之島、新知名 (以上鹿児島県)
新エネルギー等 地熱	滝上、大岳、八丁原、八丁原パイナリー (以上大分県)、大霧、山川 (以上鹿児島県)

(注) 内燃発電所は、2020年4月1日付で九州電力送配電株式会社に承継されております。

b 重要な子会社の主要な事業所

会 社 名	本 店 所 在 地	会 社 名	本 店 所 在 地
株式会社キューデン・インターナショナル	福岡県福岡市	株式会社アル・ケー・ケー・コンピューター・サービス	熊本県熊本市
株式会社 Q T n e t	福岡県福岡市	西日本技術開発株式会社	福岡県福岡市
大分エル・エヌ・ジー株式会社	大分県大分市	九電不動産株式会社	福岡県福岡市
株式会社電気ビル	福岡県福岡市	西技工業株式会社	福岡県福岡市
九電みらいエナジー株式会社	福岡県福岡市	九州メンテナンス株式会社	福岡県福岡市
北九州エル・エヌ・ジー株式会社	福岡県北九州市	キューデン・インターナショナル・ネザランド	オランダ王国
串間ウィンドヒル株式会社	宮崎県串間市	パシフィック・ホープ・ SHIPPING・リミテッド	バハマ国
ニシム電子工業株式会社	福岡県福岡市	キューシュウ・エレクトリック・オーストラリア社	オーストラリア連邦
株式会社キャピタル・キューデン	福岡県福岡市	キューシュウ・エレクトリック・ウィットストーン社	オーストラリア連邦
九電テクノシステムズ株式会社	福岡県福岡市	キューデン・サルーラ	シンガポール共和国
株式会社九電ハイテック	福岡県福岡市	九電新桃投資股份有限公司	台 湾
西日本空輸株式会社	福岡県福岡市	キューデン・バースボロー	アメリカ合衆国
西日本プラント工業株式会社	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・ヨーロッパ	オランダ王国
九州高圧コンクリート工業株式会社	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・クリーン	アメリカ合衆国
九電産業株式会社	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・サウスフィールド・エナジー	アメリカ合衆国
九電ビジネスソリューションズ株式会社	福岡県福岡市	キューデン・インターナショナル・ウエストモアランド	アメリカ合衆国

9 従業員の状況

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の従業員数は次のとおりであります。

事業区分	従業員数(名)
国内電気事業	10,812
その他エネルギーサービス事業	6,520
ICTサービス事業	2,586
その他の事業	1,262
合計	21,180

(注) 従業員数は、就業人員で記載しております。

10 主要な借入先

当期末の当社グループ（当社及び連結子会社）全体の主要な外部借入先は次のとおりであります。

借入先	借入金残高(億円)
株式会社日本政策投資銀行	2,783
株式会社みずほ銀行	2,636
株式会社三井住友銀行	1,950
株式会社三菱UFJ銀行	1,520
明治安田生命保険相互会社	1,350
日本生命保険相互会社	1,009
株式会社福岡銀行	930
株式会社西日本シティ銀行	814
株式会社国際協力銀行	702
第一生命保険株式会社	650

2 会社の株式に関する事項

当期末の当社の株式に関する事項は次のとおりであります。

- 1 発行可能株式総数** 10億株
- a 普通株式 10億株 b A種優先株式 1,000株
- 2 発行済株式の総数**
- a 普通株式 4億7,418万3,951株 b A種優先株式 1,000株
- 3 株 主 数**
- a 普通株式 14万3,054名 b A種優先株式 3名
- 4 大 株 主**
- a 普通株式

株 主 名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	34,394	7.3
明治安田生命保険相互会社	22,882	4.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	21,042	4.4
日本生命保険相互会社	11,810	2.5
九 栄 会	11,101	2.3
株式会社みずほ銀行	9,669	2.0
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	8,808	1.9
株式会社福岡銀行	8,669	1.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	8,395	1.8
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 1 5 1	8,211	1.7

(注) 1 持株比率は、自己株式(245,319株)を除いて計算しております。
2 九栄会は、当社の従業員持株会であります。

b A種優先株式

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株式会社みずほ銀行	400	40.0
株式会社日本政策投資銀行	400	40.0
株式会社三菱UFJ銀行	200	20.0

(注) A種優先株式の内容の変更に関する定款の一部変更を行い、2019年6月27日に定款変更前のA種優先株式の全部を取得するとともに、2019年6月28日に第三者割当の方法により、定款変更後のA種優先株式1,000株を発行いたしました。

3 会社の新株予約権に関する事項

当社は、2017年3月30日付で、ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債を発行しております。

ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の概要

名 称	2022年満期ユーロ円建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債
社 債 の 総 額	750億円
新 株 予 約 権 の 数	7,500個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本社債の額面金額の総額を転換価額で除した数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
転 換 価 額	1,416.4円
新 株 予 約 権 の 行 使 期 間	2017年4月13日から2022年3月17日まで
社 債 の 残 高	750億円

(注) 2020年満期ユーロ円建取得条項付転換社債型新株予約権付社債については、2020年3月31日付で全額償還しております。

4 会社役員に関する事項

1 取締役の氏名等

氏 名	地 位	担 当	重要な兼職の状況
瓜 生 道 明	代表取締役会長		株式会社西日本シティ銀行社外取締役監査等委員
池 辺 和 弘	代表取締役	社長執行役員	電気事業連合会会長
佐々木 有 三	代表取締役	副社長執行役員、 テクニカルソリューション統括本部長	株式会社富士ビー・エス社外取締役 株式会社九電工社外監査役
葉真寺 倫 臣	代表取締役	副社長執行役員、 ビジネスソリューション統括本部長、 CSRに関する事項、危機管理官	株式会社RKB毎日ホールディングス社外取締役
渡 辺 義 朗	代表取締役	副社長執行役員、 エネルギーサービス事業統括本部長	
長 宣 也	取 締 役	常務執行役員、 ビジネスソリューション統括本部業務本部長	
藤 井 一 郎	取 締 役	常務執行役員、 ビジネスソリューション統括本部人材 活性化本部長、社長室に関する事項	
豊 嶋 直 幸	取 締 役	常務執行役員、 原子力発電本部長	
豊 馬 誠	取 締 役	常務執行役員、 コーポレート戦略部門長	日本タンブステン株式会社社外取締役
渡 辺 顕 好	取 締 役		株式会社九電工社外取締役
菊 川 律 子	取 締 役		放送大学学園特任教授福岡学習センター所長
亀 井 英 次	取締役監査等委員(常勤)	監査等委員会委員長	
漆 岡 道 宏	取締役監査等委員(常勤)		
古 莊 文 子	取締役監査等委員		古荘土地有限会社代表取締役
井 上 雄 介	取締役監査等委員		九州債権回収株式会社代表取締役会長
古 賀 和 孝	取締役監査等委員		弁護士(古賀・花島・桑野法律事務所) マックスバリュ九州株式会社社外監査役

- (注) 1 取締役 長 宣也氏及び取締役監査等委員漆間道宏氏は、2019年6月26日開催の第95回定時株主総会において、新たに選任され就任しました。
- 2 2019年6月26日開催の第95回定時株主総会の終結の時をもって、代表取締役伊崎数博、取締役中村 明、同山崎 尚、同犬塚雅彦の4氏は任期満了により退任し、取締役監査等委員 長 宣也氏は辞任しました。
- 3 取締役渡辺顯好、同菊川律子の両氏及び取締役監査等委員古荘文子、同井上雄介、同古賀和孝の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 4 取締役渡辺顯好、同菊川律子の両氏及び取締役監査等委員古荘文子、同井上雄介、同古賀和孝の3氏は、当社が定める社外役員の独立性に関する判断基準の全ての要件を充たしておりますので、各証券取引所に独立役員として届け出ております。
- なお、当社の社外役員の独立性判断基準は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.kyuden.co.jp/ir_management_governance.html) に掲載しております。
- 5 取締役菊川律子氏は、2020年3月31日をもって放送大学学園特任教授福岡学習センター所長を退任しました。
- 6 取締役監査等委員井上雄介氏は、2020年4月1日をもって九州債権回収株式会社の代表取締役会長を辞任しました。
- 7 取締役監査等委員漆間道宏氏は、当社の経理部門や監査役室長を経験するなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 8 経営会議等の重要会議への出席、業務執行部門からの日常的な情報収集、内部監査部門等との緊密な連携により、監査の実効性を確保するため、取締役監査等委員亀井英次、同漆間道宏の両氏を、常勤の監査等委員に選定しております。
- 9 2018年6月27日開催の第94回定時株主総会において、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役として塩次喜代明氏が選任されております。
- 10 2020年4月1日、取締役豊馬 誠氏の担当が、「常務執行役員、コーポレート戦略部門長」から、「常務執行役員、コーポレート戦略部門長、経営監査室に関する事項」へと変更になりました。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役である渡辺顯好、同菊川律子、同亀井英次、同漆間道宏、同古荘文子、同井上雄介、同古賀和孝の7氏との間に、それぞれ会社法第423条第1項の責任を法令の定める限度額に限定する契約を締結しております。

3 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区 分	金 銭 報 酬				非 金 銭 報 酬		報酬等の総額 (百万円)
	月例報酬(固定報酬)		賞与(短期業績連動)		株式報酬(中長期業績連動)		
	員数(名)	総額(百万円)	員数(名)	総額(百万円)	員数(名)	総額(百万円)	
取 締 役 (監査等委員を除く)	15	405	9	43	9	66	514
取 締 役 (監査等委員)	6	118	—	—	—	—	118
合 計 (うち社外取締役)	21 (5)	523 (60)	9 (1)	43 (1)	9 (1)	66 (1)	633 (60)

(注) 1 株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。

取締役（監査等委員を除く）（2018年6月27日開催の第94回定時株主総会で承認）

月例報酬及び賞与 年額 610百万円以内

株式報酬 連続する3事業年度で390百万円以内

取締役（監査等委員）（2018年6月27日開催の第94回定時株主総会で承認）

月例報酬 年額 130百万円以内

2 社外取締役及び取締役（監査等委員）は、取締役の職務執行への監督機能を有効に発揮するため、月例報酬のみとし、賞与及び株式報酬は支給しておりません。

4 社外役員に関する事項

a 重要な兼職先と当社との関係

(a) 渡辺顯好

同氏は、当社の関連会社である株式会社九電工の社外取締役を兼職しており、当社は同社と電気工事に関する業務委託などの取引を行っております。

(b) 菊川律子

同氏は、放送大学学園特任教授福岡学習センター所長を兼職しておりましたが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(c) 古荘文子

同氏は、古荘土地有限会社の代表取締役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(d) 井上雄介

同氏は、九州債権回収株式会社の代表取締役会長を兼職しておりましたが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

(e) 古賀和孝

同氏は、古賀・花島・桑野法律事務所の弁護士（所長）及びマックスバリュ九州株式会社の社外監査役を兼職しておりますが、当社との間に法令に基づき開示すべき関係はありません。

b 当事業年度における主な活動状況

当期において開催された取締役会及び監査等委員会への出席状況は次のとおりであり、各社外役員は、その経験や知見から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

氏 名	地 位	出席回数／開催回数	
		取 締 役 会	監 査 等 委 員 会
渡 辺 顯 好	取 締 役	17回／17回	—
菊 川 律 子	取 締 役	14回／17回	—
古 荘 文 子	取締役監査等委員	17回／17回	15回／15回
井 上 雄 介	取締役監査等委員	17回／17回	15回／15回
古 賀 和 孝	取締役監査等委員	17回／17回	15回／15回

5 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 94百万円

- (注) 1 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

3 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 167百万円

- (注) 当社の重要な子会社である大分エル・エヌ・ジー株式会社、株式会社電気ビル、株式会社キャピタル・キューデン、九電不動産株式会社、キューシュウ・エレクトリック・オーストラリア社、キューシュウ・エレクトリック・ウィートストーン社、キューデン・サルーラ、九電新桃投資股份有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

4 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、CSRに関する助言業務、内部監査に関する助言業務に対する対価を支払っております。

5 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、公序良俗に反する行為があったと判断する場合、その他会計監査人に当社の監査を継続させることが相当でないと判断する場合には、当該会計監査人の解任又は不再任を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

メ モ

Blank area for memorandum (メモ) with horizontal dashed lines.



連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部		金額	負債及び純資産の部		金額
科	目		科	目	
固	定	資	固	定	負
電	気	事	社	債	債
業	業	業	長	期	借
固	定	資	入	金	金
産	産	産	退	職	給
		4,368,942	付	に	係
水	力	発	る	負	債
電	電	設	資	産	除
設	備	258,623	去	債	務
備		302,336	繰	延	税
原	子	力	金	負	債
電	設	備	の	他	
備		329,498	流	動	負
内	燃	力	1	年	以
電	設	備	内	に	期
備		21,409	限	到	来
新	工	ネ	の	固	定
エ	ン	ル	負	負	債
ー	等	発	短	期	借
等	発	電	入	金	金
発	電	設	コ	マ	ー
備		14,351	メ	ー	シ
送	電	設	ャ	ル	・
備		575,042	ペ	ー	パ
変	電	設	ー		
備		211,969	支	払	手
配	電	設	形	及	び
備		633,541	買	掛	金
業	務	設	金		
備		114,288	未	払	税
そ	の	他	の	他	
の	電	気	そ	の	他
事	業	固	引	当	金
業	固	定	引	水	準
固	定	資	負	備	引
産	産	産	債	合	計
		2,476,991			4,310,105
水	力	発	株	主	資
電	電	設	本	本	金
設	備	258,623	資	本	金
備		302,336	本	剰	余
原	子	力	金		
電	設	備	利	益	剰
備		329,498	余	金	
内	燃	力	目	己	株
電	設	備	式		
備		21,409	△	1,501	
新	工	ネ	そ	の	他
エ	ン	ル	の	包	括
ー	等	発	利	益	累
等	発	電	計	額	
発	電	設	△	22,166	
備		14,351	そ	の	他
送	電	設	有	価	証
備		575,042	券	評	価
変	電	設	差	額	金
備		211,969	繰	延	ヘ
配	電	設	ッ	ジ	損
備		633,541	益		
業	務	設	△	713	
備		114,288	為	替	換
そ	の	他	算	調	整
の	電	気	勘	定	
電	業	固	退	職	給
気	事	業	付	に	係
事	業	固	る	調	整
業	固	定	累	計	額
固	定	資	△	20,298	
産	産	産	非	支	配
		4,368,942	株	主	持
水	力	発	分		
電	電	設	計		
設	備	258,623			
備		302,336			
原	子	力			
電	設	備			
備		329,498			
内	燃	力			
電	設	備			
備		21,409			
新	工	ネ			
エ	ン	ル			
ー	等	発			
等	発	電			
発	電	設			
備		14,351			
送	電	設			
備		575,042			
変	電	設			
備		211,969			
配	電	設			
備		633,541			
業	務	設			
備		114,288			
そ	の	他			
の	電	気			
事	業	固			
業	固	定			
固	定	資			
産	産	産			
		2,476,991			
水	力	発			
電	電	設			
設	備	258,623			
備		302,336			
原	子	力			
電	設	備			
備		329,498			
内	燃	力			
電	設	備			
備		21,409			
新	工	ネ			
エ	ン	ル			
ー	等	発			
等	発	電			
発	電	設			
備		14,351			
送	電	設			
備		575,042			
変	電	設			
備		211,969			
配	電	設			
備		633,541			
業	務	設			
備		114,288			
そ	の	他			
の	電	気			
事	業	固			
業	固	定			
固	定	資			
産	産	産			
		4,368,942			
水	力	発			
電	電	設			
設	備	258,623			
備		302,336			
原	子	力			
電	設	備			
備		329,498			
内	燃	力			
電	設	備			
備		21,409			
新	工	ネ			
エ	ン	ル			
ー	等	発			
等	発	電			
発	電	設			
備		14,351			
送	電	設			
備		575,042			
変	電	設			
備		211,969			
配	電	設			
備		633,541			
業	務	設			
備		114,288			
そ	の	他			
の	電	気			
事	業	固			
業	固	定			
固	定	資			
産	産	産			
		2,476,991			
水	力	発			
電	電	設			
設	備	258,623			
備		302,336			
原	子	力			
電	設	備			
備		329,498			
内	燃	力			
電	設	備			
備		21,409			
新	工	ネ			
エ	ン	ル			
ー	等	発			
等	発	電			
発	電	設			
備		14,351			
送	電	設			
備		575,042			
変	電	設			
備		211,969			
配	電	設			
備		633,541			
業	務	設			
備		114,288			
そ	の	他			
の	電	気			
事	業	固			
業	固	定			
固	定	資			
産	産	産			
		4,368,942			
水	力	発			
電	電	設			
設	備	258,623			
備		302,336			
原	子	力			
電	設	備			
備		329,498			
内	燃	力			
電	設	備			
備		21,409			
新	工	ネ			
エ	ン	ル			
ー	等	発			
等	発	電			
発	電	設			
備		14,351			
送	電	設			
備		575,042			
変	電	設			
備		211,969			
配	電	設			
備		633,541			
業	務	設			
備		114,288			
そ	の	他			
の	電	気			
事	業	固			
業	固	定			
固	定	資			
産	産	産			
		2,476,991			
水	力	発			
電	電	設			
設	備	258,623			
備		302,336			
原	子	力			
電	設	備			
備		329,498			
内	燃	力			
電	設	備			
備		21,409			
新	工	ネ			
エ	ン	ル			
ー	等	発			
等	発	電			
発	電	設			
備		14,351			
送	電	設			
備		575,042			
変	電	設			
備		211,969			
配	電	設			
備		633,541			
業	務	設			
備		114,288			
そ	の	他			
の	電	気			
事	業	固			
業	固	定			
固	定	資			
産	産	産			
		4,368,942			
水	力	発			
電	電	設			
設	備	258,623			
備		302,336			
原	子	力			
電	設	備			
備		329,498			
内	燃	力			
電	設	備			
備		21,409			
新	工	ネ			
エ	ン	ル			
ー	等	発			
等	発	電			
発	電	設			
備		14,351			
送	電	設			
備		575,042			
変	電	設			
備		211,969			
配	電	設			
備		633,541			
業	務	設			
備		114,288			
そ	の	他			
の	電	気			
事	業	固			
業	固	定			
固	定	資			
産	産	産			
		2,476,991			
水	力	発			
電	電	設			
設	備	258,623			
備		302,336			
原	子	力			
電	設	備			
備		329,498			
内	燃	力			
電	設	備			
備		21,409			
新	工	ネ			
エ	ン	ル			
ー	等	発			
等	発	電			
発	電	設			
備		14,351			
送	電	設			
備		575,042			
変	電	設			
備		211,969			
配	電	設			
備		633,541			
業	務	設			
備		114,288			
そ	の	他			
の	電</				

連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位:百万円)

費用の部		収益の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
営 業 費 用	1,949,236	営 業 収 益	2,013,050
電 気 事 業 営 業 費 用	1,751,766	電 気 事 業 営 業 収 益	1,800,189
そ の 他 事 業 営 業 費 用	197,469	そ の 他 事 業 営 業 収 益	212,860
営 業 利 益	(63,813)		
営 業 外 費 用	40,716	営 業 外 収 益	16,954
支 払 利 息	28,990	受 取 配 当 金	1,511
そ の 他	11,725	受 取 利 息	837
		持 分 法 に よ る 投 資 利 益	9,247
		そ の 他	5,357
当 期 経 常 費 用 合 計	1,989,952	当 期 経 常 収 益 合 計	2,030,004
当 期 経 常 利 益	40,052		
渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し	△ 118		
渴 水 準 備 引 当 金 取 崩 し (貸 方)	△ 118		
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	40,170		
法 人 税 等	38,594		
法 人 税 等	6,953		
法 人 税 等 調 整 額	31,640		
当 期 純 利 益	1,576		
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	1,995		
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失	419		



計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位:百万円)

資産の部					負債及び純資産の部				
科 目					科 目				
金 額					金 額				
固 定 資 産	4,013,723				固 定 負 債	2,994,070			
電 気 事 業 固 定 資 産	2,511,438				社 長 期 借 入 債	1,154,998			
水 力 発 電 設 備	262,625				長 期 未 払 債	1,462,881			
汽 力 子 力 発 電 設 備	304,178				関 係 会 社 長 期 債	8,137			
原 内 燃 力 発 電 設 備	333,341				退 職 給 付 引 当 金	1,223			
新 工 ネ ル ギ 一 等 発 電 設 備	22,289				資 産 固 定 負 債	5,303			
送 変 電 設 設 設 設 設 備	14,684				流 1 年以内に期限到来の固定負債	71,021			
配 電 設 設 設 設 設 備	582,068				短 期 借 入 債	264,909			
業 務 止 付 設 設 設 設 設 備	215,702				コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ	25,596			
休 止 設 設 設 設 設 備	644,328				未 払 費 税	974,968			
附 帯 事 業 固 定 資 産	116,287				未 払 費 税	372,713			
附 属 業 外 固 定 資 産	10,148				未 預 係 会 社 短 期 債	114,000			
建 設 仮 仮 勘 定 定 定	5,782				引 当 金	92,000			
除 却 子 力 廃 止 関 連 仮 勘 定	6,358				流 引 当 金	45,242			
使用済燃料再処理関連加工仮勘定	4,168				株 主 資 本	56,716			
核 燃 料 燃 料 燃 料	708,300				資 本 本 剰 余 金	132,176			
装 荷 中 核 燃 料	604,319				利 益 剰 余 金	11,145			
投 資 工 所 他 の 資 産	5,667				自 己 株 式	3,082			
長 期 投 資	43,535				評 価 其 他 有 価 証 券	66,144			
関 係 会 社 長 期 投 資	54,777				純 資 産	80,967			
長 期 前 払 金	240,942					779			
前 払 延 税 金	44,517					8,840			
繰 上 引 当 金	196,424					8,840			
繰 上 引 当 金	542,515					3,977,878			
繰 上 引 当 金	130,277								
繰 上 引 当 金	260,343								
繰 上 引 当 金	6,605								
繰 上 引 当 金	17,403								
繰 上 引 当 金	128,801								
繰 上 引 当 金	△ 916								
繰 上 引 当 金	419,892								
繰 上 引 当 金	132,896								
繰 上 引 当 金	192,337								
繰 上 引 当 金	17,326								
繰 上 引 当 金	60,450								
繰 上 引 当 金	1,559								
繰 上 引 当 金	1,583								
繰 上 引 当 金	6,186								
繰 上 引 当 金	7,899								
繰 上 引 当 金	△ 345								
合 計	4,433,616				合 計	4,433,616			



監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

九州電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 磯 俣 克 平 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 澤 啓 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 崎 健 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、九州電力株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、九州電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

九州電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所

指定有限責任社員 公認会計士 磯 俣 克 平 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 澤 啓 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 宮 崎 健 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、九州電力株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の取締役の職務の執行について、監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門及びその他内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④原子力発電所の安全対策については、より一層の安全確保に向けた取組みを進めていることを確認しております。原子力発電については、引き続き特定重大事故等対処施設の早期完成に向けた取組みの実施状況等を注視してまいります。
- ⑤本年1月に発生した託送料金計算システム等の障害につきましては、障害発生後の復旧状況等を確認しております。引き続き今回の根本原因を踏まえた再発防止への取組みを注視してまいります。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

九州電力株式会社 監査等委員会

監査等委員(常勤)	亀	井	英	次	印
監査等委員会委員長					
監査等委員(常勤)	漆	間	道	宏	印
監査等委員	古	荘	文	子	印
監査等委員	井	上	雄	介	印
監査等委員	古	賀	和	孝	印

(注) 監査等委員古荘文子、監査等委員井上雄介及び監査等委員古賀和孝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

以 上